

役員報酬規程

一般社団法人 コミュニティネットワーク協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人コミュニティネットワーク協会（以下「本協会」という。）定款第29条の規定に基づき、役員報酬の支給について定める事を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、常勤役員（職員に準じて勤務する役員及び最低でも1週につき3日以上勤務する役員。以下「役員」という。）について定めるものとする。ただし、1カ月につき最低4日以上勤務する報酬のある役員（以下「報酬のある非常勤役員」という。）については本規程を準用し、必要な事項については、別に取り交わすものとする。

(報酬の意義)

第3条 この規程における役員報酬は、本協会が役員に対し、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員に支給する報酬額の決定については、次の各号による。

- (1) 常勤理事の報酬月額については、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、役員俸給表に基づいて、各々の職務資格等を勘案し、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。
- (2) 常勤監事及び正会員以外から選任された非常勤監事の報酬額については、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、各々の職務資格等を勘案し、監事の協議によって決定するものとする。

(報酬月額の支払い方法・支給日)

第5条 常勤役員に支給する報酬月額の支払い方法・支給日は、次の各号による。

- (1) 各々の役員が指定する本人名義の銀行口座へ、法令に基づいて控除すべき金額を除いたうえで、振込むものとする。
- (2) 支給日については、原則として毎月25日とし、支給日が休日の場合は本協会の職員給与規定に準じて、支給するものとする。

(賞与)

第6条 常勤役員への賞与については、これを支給しない。

(費用)

第7条 役員がその職務の遂行に当たって負担した交通費、旅費等の費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する者は申請により、前もって支払うものとする。

(常勤役員の通勤交通費)

第9条 常勤役員に支払う通勤交通費については、職員給与規程に準じて居住地の最寄駅より協会の最寄駅までの通勤交通費実費を、報酬月額を支給と同時にを行うものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、定款第29条第1項により、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 本規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

<附則>

この規程は、2024年3月25日より実施する。

(別表) 役員俸給表

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	30,000	16	180,000	31	330,000
2	40,000	17	190,000	32	340,000
3	50,000	18	200,000	33	350,000
4	60,000	19	210,000	34	360,000
5	70,000	20	220,000	35	370,000
6	80,000	21	230,000	36	380,000
7	90,000	22	240,000	37	390,000
8	100,000	23	250,000	38	400,000
9	110,000	24	260,000	39	410,000
10	120,000	25	270,000	40	420,000
11	130,000	26	280,000	41	430,000
12	140,000	27	290,000	42	440,000
13	150,000	28	300,000	43	450,000
14	160,000	29	310,000	44	460,000
15	170,000	30	320,000	45	470,000